

準中型免許・普通免許

免許センターで直接、学科試験・技能試験を受ける方

受験資格等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 18歳以上の方 ◎ 仮免許証を所持し、過去3か月以内に5日間以上路上練習した方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。 <p>(注) 新たに運転免許を取得しようとする方で、過去に運転免許の取消処分を受けた方、拒否又は6か月を超える運転禁止処分を受けた方、運転免許が失効したため運転免許の取消処分を受けなかった方などは、受験前1年以内に取消処分者講習を受けていないと受験できません。</p> <p>※ 取消処分者講習については、運転免許センター講習係(018-824-5333)へお問合せください。</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 2枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 路上練習申告書(過去3か月以内に5日間以上路上練習したもの) ○ 仮免許証 ○ 運転免許証(原付免許又は小特免許をお持ちの方) ○ 取消処分者講習終了証明書(過去に運転免許の取消処分又は拒否処分などを受けた方)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。(持参する必要はありません。) ○ 仮免許証の有効期限(6か月間)が切れている場合は、仮免許から受験し直しとなります。 ○ 学科試験合格後、午後から技能試験(路上試験)を行います。 ※ 学科試験のみの受験はできません。 ○ 受験当日、技能試験に不合格の場合、免許センター50番窓口で次の技能試験の予約可能です。 ○ 技能試験合格後、指定自動車教習所において、準中型車講習、普通車講習及び応急救護講習の受講が必要となります。その場合は、講習受講後、運転免許証の交付を受けるため、再度、運転免許センターへ来庁していただく必要があります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。

区 分	準中型免許	普通免許
受験手数料	4,100円	2,550円
車両使用料	2,500円	800円
交付手数料	2,050円	2,050円
計	8,650円	5,400円

※ 降雪などの影響により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

お問合せは
018-862-7570
運転免許センター試験係まで